

# 小規模住宅地区改良事業

## 1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する。

※災害で著しく損傷した住宅や地方公共団体が移転勧告等を行った住宅も該当する。

## 2. 根拠

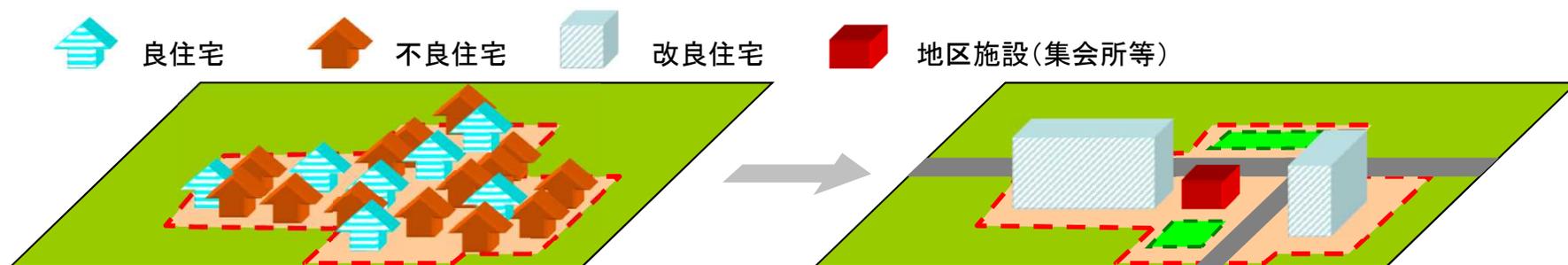
小規模住宅地区等改良事業  
制度要綱(住宅局長通達)

## 3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上  
(※過疎激甚又は災害救助法適用後3年  
以内の地域 5戸以上)
- ・不良住宅率 50%以上

## 4. 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)<sup>※</sup>
  - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
  - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
  - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
  - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- ※ 跡地非公共は1/3



小規模住宅地区改良事業実施事例(奈良市)

